

奈良県告示第五百十号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動植物キレンゲショウマ保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象とする種

キレンゲショウマ

二 事業の目標

現状の生育環境を保全するとともに、本種の生育の脅威となっているニホンジカによる採食圧を軽減すること。

三 事業を行う区域

県内の本種が生育する地域

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 生育地の巡視

希少野生動植物保護巡視員等による定期的な巡視

2 分布の把握

本種の分布の把握

3 ニホンジカの採食防止柵の設置等

ニホンジカの採食を防止する保護柵の設置並びに関係機関と協力した保護柵の維持管理及びモニタリングの実施

4 協働・啓発活動

関係行政機関、県民等への普及啓発の推進